

政令第 号

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）附則第四条第四項において準用する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第十九条第七項、同法附則第十一条第一項第一号、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第十三条第一項及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令の一部改正）

第一条 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令（平成十年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「（法附則第二条第一項）を「（法附則第二条）」に、「公団」を「日本鉄道建設公団」

に改め、同条第二号中「第九条及び第十条」を「次条及び第八条」に改める。

附則第二条及び第三条を次のように改める。

(特別債券の形式)

第二条 鉄道建設・運輸施設整備機構特別債券(以下「特別債券」という。)は、記名式で無利札のものとする。

(特別債券の発行の方法)

第三条 特別債券は、これを引き受ける北海道旅客鉄道株式会社又は四国旅客鉄道株式会社ごとに一を限り発行するものとする。

附則に次の四条を加える。

(特別債券の償還の方法)

第四条 特別債券の償還は、一括償還の方法によるものとする。

(特別債券の発行の価額)

第五条 特別債券の発行の価額は、当該特別債券の額面金額とする。

(債券の発行)

第六条 機構は、各特別債券についてその全額の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。

2 各債券には、次に掲げる事項及び番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

一 特別債券の名称

二 特別債券の金額

三 特別債券の利率

四 特別債券の償還の方法及び期限

五 利息の支払の方法及び期限

六 管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

(特別債券原簿)

第七条 機構は、主たる事務所に鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券原簿（次項において「特別債券原簿」という。）を備えて置かなければならない。

2 特別債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特別債券の発行の年月日

二 特別債券の数及び番号

三 前条第二項各号に掲げる事項

四 元利金の支払に関する事項

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正)

第二条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成十五年政令第二百九十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「附則第六条」を「附則第七条」に、「附則第七条」を「附則第五条」に改め、同条第三項第二号中「附則第十一条第三項」を「附則第十一条第四項」に、「附則第十二条第一項及び第十七条」を「附則第十一条第一項及び第十六条」に改める。

第九条第一項第三号中「附則第三条第十二項後段」を「附則第三条第十項後段」に、「附則第六条第一項第二号ロ」を「附則第四条第一項第二号ロ」に、「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一

項第五号」に改め、同項第六号口中「附則第三条第十三項」を「附則第三条第十一項」に改め、同条第二項中「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第五号」に改める。

第十三条第一項中「附則第三条第十三項」を「附則第三条第十一項」に改める。

附則第二条及び第三条を削る。

附則第四条第一項中「附則第十一条第四項」を「附則第十一条第五項」に改め、同条を附則第二条とする。

附則第五条中「附則第三条第十二項後段」を「附則第三条第十項後段」に改め、同条を附則第三条とする。

附則第六条第一項中「附則第三条第十三項」を「附則第三条第十一項」に改め、同項第一号中「公団」を「日本鉄道建設公団（以下「公団」という。）」に改め、同項第二号口中「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第五号」に改め、同条第二項第一号中「すべて」を「全て」に、「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第五号」に改め、同条を附則第四条とする。

附則第七条を附則第五条とし、附則第八条を附則第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(日本貨物鉄道株式会社に対する助成金の交付額の範囲)

第七条 日本貨物鉄道株式会社(以下この条において「貨物会社」という。)が各事業年度においてする法附則第十一条第一項第一号に規定する鉄道線路(以下この条において「特定鉄道線路」という。)の使用に係る同号の規定による助成金の交付は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。

- 一 当該事業年度における特定鉄道線路の使用に係るものとして貨物会社が支払う使用料の額
- 二 全国新幹線鉄道整備法第四条第一項に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により特定鉄道線路に係る鉄道事業を廃止した当該建設線に係る新幹線営業主体が当該事業年度において鉄道線路を貨物会社に使用させる場合における使用料の額の算出方法を勘案して国土交通大臣が定めるところにより当該事業年度における特定鉄道線路の使用に係るものとして貨物会社が支払う使用料の額を算出した場合における当該使用料の額に相当する額

附則第九条中「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第五号」に改め、同条を附則第八条とする。

附則第十条第一項中「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第五号」に改め、同条第三項中「附則第十一条第六項」を「附則第十一条第七項」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第十一条第一項を削り、同条第二項中「附則第十一条第四項」を「附則第十一条第五項」に、「附則第十六条」を「附則第十五条」に、「附則第十八条」を「附則第十七条」に改め、同項を附則第十条とする。

附則第十二条第一項中「附則第七条」を「附則第五条」に改め、同条第二項中「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第五号」に、「附則第十条」を「附則第九条」に改め、同条を附則第十一条とする。

附則第十三条を附則第十二条とする。

附則第十四条中「附則第十八条」を「附則第十六条」に改め、同条を附則第十三条とする。

附則第十五条を附則第十四条とし、附則第十六条を附則第十五条とする。

附則第十七条中「附則第十六条」を「附則第十五条」に改め、同条を附則第十六条とする。

附則第十八条中「附則第十六条」を「附則第十五条」に改め、同条を附則第十七条とする。

附則第十九条から第四十八条までを削る。

(全国新幹線鉄道整備法施行令の一部改正)

第三条 全国新幹線鉄道整備法施行令(昭和四十五年政令第二百七十二号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項を次のように改める。

2 機構が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第一号の規定による助成金の交付を行うときは、第七条第二項第二号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず、同号に掲げる額に日本貨物鉄道株式会社が当該事業年度においてする同法附則第十一条第一項第一号に規定する鉄道線路の使用に係るものとして機構が交付する当該助成金の額を加えた額とする。

附則中第七項を第九項とし、第三項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3 機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第三百三十六号)附則第六条第一項の規定により繰入れを行う場合における第七条第二項の規定の適用については、同項第二号中「費用(」とあるのは、「費用(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律



第三百三十六号) 附則第六条第一項の規定により繰り入れられる繰入金をもつて充てるもの及び」とする。

4 機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第六条第三項の規定により繰入れを行う場合における附則第二項の規定の適用については、同項中「当該助成金」とあるのは、「当該助成金(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第三百三十六号) 附則第六条第三項の規定により繰り入れられる繰入金をもつて充てるものを除く。)」とする。

(国土交通省組織令の一部改正)

第四条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一条中「次に掲げる」を「日本国有鉄道の改革に関する」に改め、各号を削る。

附則第二十三条第二項中「及び前項」を、「第一項の表の下欄及び前項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第二百二十六条各号」の下に「及び前項の表の下欄」を加え、同項第一号中「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第一号及び第五号」に、「これ」を「これら」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う債務等処理法第二十一条第一項に規定する特例業務（次条において単に「特例業務」という。）に關すること（鉄道局施設課の所掌に属するものを除く。）。

附則第二十三条中第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

鉄道局財務課は、第二百二十六条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 限	事 務
平成二十四年 三月三十一日	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關する法律（平成十年法律第三百三十六号。以下この条において「債務等処理法」という。）附則第四条第一項第一号及び第三号の業務に關すること。
平成三十三年 三月三十一日	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う債務等処理法附則第五条第一項の業務に關すること。

附則第二十三条に次の一項を加える。

4 鉄道局財務課は、第二百二十六条各号、第一項の表の下欄及び第二項各号に掲げる事務並びに前項に規定する事務のほか、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う債務等処理法附則第四条第一項第二号の業務が終了するまでの間、当該業務に関する事務をつかさどる。

附則第二十五条中「附則第十一条第一項第一号」を「附則第十一条第一項第二号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

附則第二十五条の二中「附則第十一条第一項第三号」を「附則第十一条第一項第四号」に改める。

附則第二十六条中「附則第十一条第一項第二号」を「附則第十一条第一項第三号」に改める。

(地方税法施行令の一部改正)

第五条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の三第四項第四号中「」附則第二条第一項の」を「」附則第二条の」に、「債務等処理法附則第二条第一項」を「債務等処理法附則第二条」に改める。

第五十一条の十四第一号中「本条」を「この条」に、「債務等処理法附則第二条第一項」を「債務等処理法附則第二条」に、「附則第六条」を「附則第七条」に、「本号」を「この号」に改め、同条第二号中

「債務等処理法附則第二条第一項」を「債務等処理法附則第二条」に、「本号」を「この号」に改める。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第六条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第七号中「附則第十四条」を「附則第十三条」に、「同法附則第二条第一項」を「同法附則第二条」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第七条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十条の十二中「附則第六条」を「附則第七条」に、「附則第二条第一項」を「附則第二条」に改める。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第八条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第二十五号中「」附則第二条第一項」を「」附則第二条」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第九条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一号中「平成十年法律第三百三十六号）附則第二条第一項」を「平成十年法律第三百三十六号

）附則第二条」に改める。

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第十条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号ハ中「附則第十一条第三項」を「附則第十一条第四項」に改める。

（日本国有鉄道改革法等施行法の施行に伴う経過措置等に関する政令の一部改正）

第十一条 日本国有鉄道改革法等施行法の施行に伴う経過措置等に関する政令（昭和六十二年政令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「附則第六条」を「附則第七条」に改め、同条第七号中「附則第二条第一項」を「附則第二条」に改める。

第七条第二項の表中「附則第二十五条」を「附則第十一条」に、「附則第十八条」を「附則第十六条」

に改める。

(交通政策審議会令の一部改正)

第十二条 交通政策審議会令(平成十二年政令第三百号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第十項」に改める。

附 則

この政令は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年八月一日)から施行する。

理 由

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令その他の関係政令について所要の規定の整備を行う必要があるからである。